第六号様式（第十二条関係）

（表面）

6センチメートル

第　　号
年　月　日

所　属　庁
氏　　名

年　月　日生

総合特別区域法第二十条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第三項の規定による証明書

年　月　日まで有効

所属庁　印

9センチメートル

（裏面）

通　訳　案　内　士　法　抜　す　い

（登録証の提示等）

第二十九条　（略）

2　通訳案内士は、その業務を行つている間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す証明書を携帯し、通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければならない。

総　合　特　別　区　域　法　抜　す　い

第二十条　（略）

14　第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

9センチメートル

○国土交通省令第五十五号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）附則第十三条第二項の規定に基づき、並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）を実施するため、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日　国土交通大臣　大畠　章宏

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「附則第六条」を「附則第七条」に改め、「及び附則第三条」を削り、「附則第十八条」を「附則第十六条」に改める。

附則第三条から第六条までを次のように改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の特例）

第三条　法附則第四条第一項及び第五条第一項の規定により同法附則第四条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第七条第一項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。

一　法附則第四条第一項第一号の鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券（以下この条及び次条において「特別債券」という。）の発行に関する事項

二　法附則第四条第一項第二号の特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払に関する事項

三　法附則第四条第一項第三号の資金の貸付けに関する事項

四　法附則第五条第一項の資金の貸付け又は助成金の交付に関する事項

2　法附則第四条第一項及び第五条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第八条中「特例業務が行われる場合」とあるのは「特例業務が行われる場合並びに法附則第四条第一項及び第五条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合」と、「次に掲げる業務ごと及び」とあるのは「次に掲げる業務ごと並びに」と、「第二十一条第一項の特例業務」とあるのは「第二十一条第一項の特例業務並びに同法附則第四条第一項及び第五条第一項に規定する業務」とする。

（機構の行う特別債券の発行等の認可）

第四条　機構は、法附則第四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　特別債券の発行の業務

イ　特別債券の引受人

ロ　特別債券の金額

ハ　特別債券発行予定期日

ニ　その他必要な事項

二　特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払の業務

イ　特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払に係る計画

ロ　その他必要な事項

三　特別債券の引受けに要する資金に充てるための無利子の資金の貸付けの業務

イ　貸付先

ロ　貸付金の額

ハ　貸付予定期日

ニ　その他必要な事項